# 地域で支え合う除雪支援事業補助金について（概要）

## １　制度の概要

### ⑴　事業の目的

自ら除雪をすることが困難な世帯に対し、地域コミュニティが協力して行う除雪を支援することで、地域の支え合いの体制づくりを促進すること。

### ⑵　対象世帯

自ら除雪を行うことが困難な世帯

### ⑶　対象団体（申請団体）

町内会、自主防災組織等

### ⑷　対象期間

令和８（2026）年１２月１日(火)から令和９（2027）年３月３１日(水)まで

### ⑸　補助金額算定方法

・従事者１人につき、１時間当たり 1,000 円（１日の上限額：5,000 円）
・１町内会等につき、上限 10 万円
※大雪に関する警戒本部等が設置された場合は、20 万円に変更となります。

### ⑹　対象作業

原則、個人の住宅・車庫・敷地が作業の対象となります。

| ○　対象作業になる場合 | ×　対象作業にならない場合 |
|---|---|
| ・玄関、間口等の除雪<br>・屋根の雪下ろし<br>・雪下ろし（自然落下を含む）に伴う屋根下の雪処理<br>・除雪しないと大通りに出られない小路（除雪車が入らない家の前の赤道や幅の狭い道路など） | ・親戚による除雪作業<br>・専門事業者への委託作業<br>・空き家（空き倉庫）や、避難するなどして冬期間に住居者がいない住宅 |

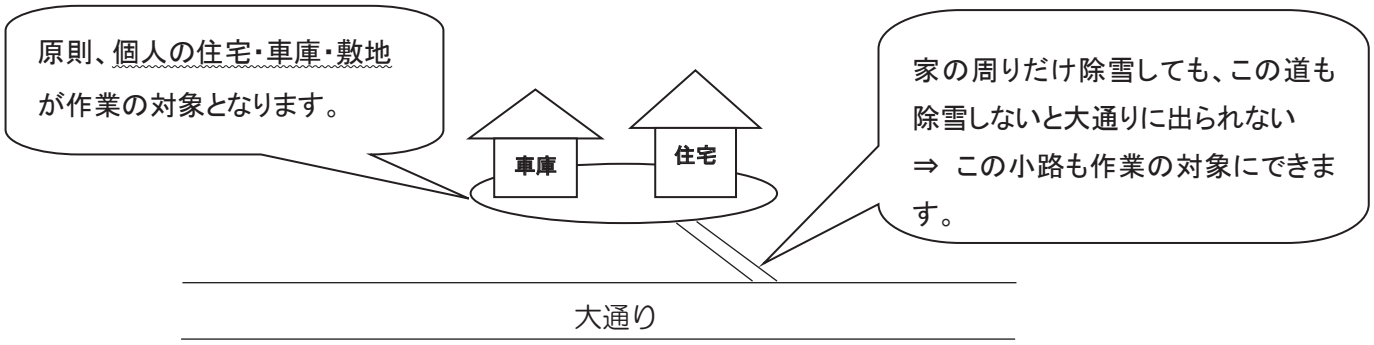

## ２　手続きの流れ

**除雪作業をする前に**

**「計画書」の提出**※1
期限：令和８（2026）年１２月２５日(金)
①事業計画書（第１号様式）
②自力での除雪が困難な世帯の確認書（第１号様式別紙１）
③除雪をする方の確認書（第１号様式別紙２）

**除雪した場合**

**「実績報告書」の提出**
期限：令和９(2027)年３月３１日(水)
①交付申請書兼実績報告書（第２号様式）
②作業実績集計表（第２号様式別紙１）
③除雪作業時の写真（日付入り）※2
④補助金振込先通帳の写し

**書類審査後、交付決定通知を郵送**

指定口座に補助金振込
目安：交付決定通知から１か月後

**除雪しなかった場合**

**「交付申請書兼報告書を提出しない旨の報告書」**※3**の提出**
期限：令和９(2027)年３月３１日(水)

※１　補助金を活用する町内会は、必ず計画書を提出してください。
※２　１軒につき除雪前、除雪後の状況を各１枚以上撮影し、添付してください。同じ場所を複数回除雪した場合は、１回分の撮影で構いません。
写真の日付は手書きでも可とします。
※３　除雪しなかった場合も必ず提出が必要です。

## ３　その他

### ⑴　豪雪時の対応

#### ①　中間報告について

予算に対する実績を把握するため、中間報告をお願いする場合があります。必要となる場合は、別途連絡いたします。

#### ②　上限額（１０万円）の引き上げ

１地域当たりの上限額は１０万円ですが、豪雪により大雪に関する市の警戒本部等が設置された場合は、２０万円に引き上げることとします。

### ⑵　近隣町内との共同申請について

本制度は原則、同じ町内から作業従事者を選んでもらうことになりますが、作業従事者が見つからない場合、近隣町内と共同で申請し、作業に従事することも可能です。